

障害分類・診断改訂の新たな動向と発達保障の課題

特集

特別寄稿

障害者の人権保障と障害概念

国連障害者権利条約を手がかりに考える

上田 敏

要旨

「国連障害者権利条約」(2006)とWHOの「国際生活機能分類(ICF)」(2001)を手掛かりに、「障害者の人権保障」と「障害概念」とを関連させて検討した。国連は国際連合憲章(1945)、世界人権宣言(1948)をはじめ一連の人権規約・権利宣言等を通して障害者の権利擁護の努力を続け、それが21世紀に入って権利条約に結実した。これは「差別撤廃アプローチ」に立ち、「障壁」の実効ある撤廃に向けられている。一方障害概念は、「マイナスの分類」であった「国際障害分類(ICIDH)」(1980)が「プラスの分類」であり「統合モデル」「相互作用モデル」であるICFに転換し、障害者の「全人的復権」の実現のための有効なツールとなった。

キーワード 人権保障、障害の概念と構造、国連障害者権利条約、国際生活機能分類(ICF)

はじめに

「障害者の人権保障」と「障害概念」を関連するものとして論ずることが筆者にあたえられた課題である。これはかなり困難な問題であるが、幸い一方には「国連障害者権利条約」(2006)という、最近の話題であり、かつそのかけがえのない理念をいかに我が国の障害者の実生活に届くかたちで実現するかという現在進行形の課題でもあるものがあり、他方には障害概念を深化させたWHOの「国際生活機能分類(ICF)」(2001)があるので、それを手掛かりに論をすすめてみたい。したがって2つのテーマのいずれについても、まず国際的な視点から出発し、次第にそれらがわが国の障害児者の生活・人生にとってどのような意味をもつかについて論をすすめていきたい。なお以下の議論で特に典拠とする文献を挙げないものは、

うえだ さとし
日本障害者リハビリテーション協会顧問

ほぼ国連および外務省のホームページ、また藤井(2014)に拠っている。

1. 障害者の人権保障のあゆみ——障害者権利条約にいたるまで

(1) 国際連合憲章と世界人権宣言(1945, 48)

国際連合憲章(1945)は、前文において「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権に関する信念をあらためて確認」とし、第1条で「人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」ことを国連設立の目的の一つとし、この理念に具体性を与えるため、1946年に国連人権委員会が設立された。

人権委員会は、当初は単一の国際人権章典の作成を目指したが、容易ではなく、まず「宣言」に取り組んだ。こうして世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)が1948年12月10日に第3回国連総会において採択された。

「宣言」第25条の1は次のように謳っている。

「すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害(disability)、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する」

これが国連の基本文書に障害(disability)が取り上げられた最初とみることができる。

(2) 国際人権規約(1966, 1976)

世界人権宣言は高い理念を掲げたが、法的拘束力のあるものではなかった。そのため人権委員会は「宣言」採択の直後から実効性のある人権条約の起草作業を始めたが、自由権だけでなく社会権を含めるか、等について激しい議論が続いた。そのため多大の日時を要し、人権委員会は1954年に起草作業を終えたが、国際人権規約(International Covenant on Civil and Political Rights)の採択はようやく1966年12月16日の第21回総会であり、発効は1976年にずれこんだ。

この国際人権規約は通称「社会権規約」(A規約)と「自由権規約」(B規約)の2部からなる。

A規約である「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の、「健康」についての第12条の1は「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」と規定しているが、ここには「障害」は特記されていない。

同条の2(「各論」)の(c)には「伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及びコントロール」と述べられており、ここでも対象に障害はあげられておらず、また対策にもリハビリテーション(以下「リハ」)はあげられていない。

ここに、理念を謳うだけでいい「宣言」と、途上国を含めての実行を約束しなければならない「規約」との間の「落差」をみることができよう。

(3) 知的障害者の権利宣言(1971)と障害者の権利宣言(1975)

国際人権規約の採択の5年後の1971年12月20日に「知的障害者の権利宣言」(Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons)

が国連総会で採択された。これは障害者の権利に特化した最初の国連総会決議であったが、「知的障害者は、最大限可能な限り、他の人びとと同じ権利を持っている」として、「最大限可能な限り」という制約を設けていた点に問題が残った。

つづいて1975年12月9日に国連総会で「障害者の権利宣言」(United Nations Resolution on the Rights of Disabled Persons)が採択されたが、ここでは「障害者は、他の人びとと同じ市民的・政治的権利をもっている」(第4条)として、「知的障害者の権利宣言」の「最大限可能な限り」という制限を除いた点に大きな意義があった。

また「障害者の権利宣言」は、「障害者」の用語を初めて定義した。これは次のようであった。

「障害者(disabled person)」という言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体的または精神的能力の不全のために、通常の個人生活または社会生活に必要なことを、自分自身では完全にまたは部分的にできない人のことを意味する(第1条)」

しかし、この宣言に対する国連加盟国の認識は十分ではなく、翌年(1976年)の国連の調査では、加盟国のほとんどがこの宣言を自国語に翻訳していないことが明らかになった。このような事態に対する憂慮が次のステップとしての国際障害者年の計画につながったものと考えられる。

(4) 国際障害者年(1981)

1976年12月16日の国連総会は、リビアのカダフィ大佐の提案(1)によって、5年後の1981年に国際障害者年を実施することを決議し、その目的として「障害者が心理的、身体的に社会に適応するのを支援すること」を掲げた。

1981年の国際障害者年(International Year of Disabled Persons, IYDP)は「完全参加と平等」をかけた世界的規模で行われた。日本でもその影響は非常に大きく、一般国民の障害者に対する認識を大きく変えた。また障害者をとりまく物理的・制度的な障壁も相当程度に改善された。今は「当たりまえ」だと思っている「バリアフリー」的なことで、この年にはじめて可能になったことが意外に多いのである(上田, 2015a)。